

委員から寄せられた疑問点・意見と考え方

資料2

1 設問及び選択肢の設定

設問及び選択肢の設定についての考え方

疑問点・意見

- ・発議者が設問及び選択肢の設定を行うことがよいと思う。
- ・選択肢の設定が適切かどうかのチェックは、どのように行うのか。

考え方

資料1を参考にして、御議論をお願いします。

- ・「あいまい」な設問及び選択肢が出てきた時は、中立な第三者機関が発議者と調整の上、設問を変更する手続きも必要となる。中立な第三者機関については、第6回検討委員会に話題に出た、情報提供を担う組織が当たることが考えられる。

考え方

第三者機関と各発議者との調整・決定方法などの問題もあると考えられますが、このような点も踏まえ、資料1を参考にして御議論をお願いします。

- ・設定の過程で、広く意見が集まる仕組み、支援が必要である。
(署名収集などの段階でオープンな議論を仕組んでいくことの必要性)

考え方

投票運動が行われる際に行政が議論の場を提供していくようなことは検討する必要があると考えますが、署名収集の段階で、行政が支援等を行っていくことは発議権者とも住民投票実施者という立場からは問題があると考えられます。

選択肢の形式

疑問点・意見

- ・二者択一が基本であるが、選択肢が当然増える場合もあると考える。
- ・できるだけシンプルな二者択一、あるいは三者択一が望ましい。
- ・基本的には発議者が設問および選択肢の設定者になることが望ましい。ただし、解釈により得票結果の恣意的扱いが可能になるような設問・選択肢は避けるべき。すなわち、単純な二者択一、三者択一の設問が望ましい。

考え方

資料1の1頁を参考に、住民投票の本来的な意義や尊重義務を踏まえ、選択肢の設定方法を御議論いただきたいと考えます。

- ・選択肢が3つの場合が適切な場合もあるかもしれないが、その場合は、個別条例を新たに作るようになるのだろうか。

考え方

直接請求の手続きに従って、選択肢を3つとする個別設置型条例を制定することは可能ですが、資料1の1頁の説明のとおり、よりの確に住民の意思を確認するためには、二者択一で賛否を問う方法が望ましいとの考えもあり、そのような点を踏まえ御議論をいただきたいと考えます。